件　名　仙台市葛岡工場電力需給契約（売電）

仕　様　書

令和８年６月

仙台市環境局施設部葛岡工場

仕　様　書

１．概要

（１）需給場所　　仙台市葛岡工場
　　仙台市青葉区郷六字葛岡 57 番地の 1

（２）業種及び用途　　一般廃棄物処理施設（焼却施設）

２．仕様

（１）発電設備　　5,800 kW　×　2 台

（２）電力需給条件

ア　供給電気方式　交流三相三線式

イ　需給電圧　　標準 60,000 V

ウ　標準周波数　　50 Hz

エ　送電方式　　１回線

オ　力率　　85 %以上（正常基準値）

（３）電気工作物の財産分界点と保安上の責任分界点

仙台市（以下「発注者」という。）所有の葛岡工場内に施設した構内引込鉄塔のケーブルヘッド端子

（４）需給電力

発注者の一般廃棄物による自家発電設備からの発生電力のうち、自らが消費する電力を除いた電力

（５）予定需給電力量　　28,120,350 kWh

（６）予定最大送電電力　　9、600 kW

（７）契約期間　　令和 8 年 10 月 1 日 0 時から令和 9 年 9 月 30 日 24 時まで

（８）契約単価の時間帯区分及び時間帯区分別の予定需給電力量

ア　契約単価は次の時間帯区分による。

<table>
<tr><td colspan="2">時　間　帯　区　分</td></tr>
<tr><td rowspan="2">平　日

昼　間</td><td>夏　　季</td></tr>
<tr><td>その他季</td></tr>
<tr><td colspan="2">夜間及び休日</td></tr>
</table>

ただし、「夏季」とは毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日とし、その他季とは夏季以外の期間をいう。

また、平日昼間とは休日等を除く日の午前 8 時から午後 10 時までの時間をいい、夜間及び休日とは夏季及びその他季の平日昼間帯を除く時間をいう。

なお、休日等とは、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、1 月 2 日、1 月 3 日、1 月 4 日、4 月 30 日、5 月 1 日、5 月 2 日、12 月 29 日、12 月 30 日、12 月 31 日をいう。

イ　時間帯区分別予定需給電力量・・・別紙 1

（９）需給電力量の計量及び検針

ア　毎月の需給電力量の計量は、需給地点において、当該地域を管轄する一般送配電事業者が設置した送電用の電力量計（記録型）により計量するものとする。

イ　取引用電力量計の計量は、毎月 1 日午前 0 時に当該地域を管轄する一般送配電事業者が行うものとし、発注者及び受注者はその結果について、互いに確認するものとする。

ウ　受注者は必要があるときは、発注者に対して臨時検針を求めることができるものとし、発注者はこれに応じるものとする。

エ　取引用電力量計に不具合が生じた場合は、その期間内の需給電力量については、その都度発注者と受注者との協議により決定するものとする。

オ　電力計　　自動検針対応電力量計　有り　（通信機能の付加可能）

電力量計の構成

型番　富士電機メーター株式会社製

FP3E15-R 形

精度　通信機能付精密級

(10) 電力量料金の算定方法

ア　毎月の料金は、前号によって計量された需給電力量に契約単価を乗じて得た金額に消費税等相当額を加算したものとする。

イ　契約単価の有効桁数は円単位において、小数点以下第 2 位まで可とする。

(11) 電力需給上の協力

ア　発注者は受注者の要求に基づき、原則として週 1 回の頻度で需給計画を提供するものとする。

イ　需給計画とかけ離れる事態が生じた場合あるいは生じる恐れがある場合は、発注者は受注者に対し速やかに通知するものとする。

ウ　発注者は需給電力の安定に努力するものとする。

(12) バランシンググループ

受注者は発電契約者として、本発電設備を含む発電バランシンググループを形成し、一般送配電事業者と発電量調整供給契約を締結するものとする。ただし、これによりがたい場合は、受注者が本発電設備を、受注者以外の事業者が発電契約者となる発電バランシンググループに加入させるものとする。

３．その他

（１）環境に関わる付加価値

ア　発注者の発電所から発生し、受注者が需給した電力には、次項の場合を除き、二酸化炭素排出量削減・化石燃料消費削減等の環境に関わる付加価値（非化石価値を含む。）が含まれる。

イ　非化石証書（再エネ指定あり）については発注者に帰属するものとする。

ウ　発注者及び受注者は当該付加価値の取引を円滑に行うため相互に協力し、国及び認定機関等への必要な手続（電力量認定手続等）を遅滞なく行うものとする。

（２）託送料金の発電側課金

ア　託送料金の発電側課金（以下、「発電側課金」という。）については、発注者の負担とする。

イ　発注者が負担する発電側課金の一般送配電事業者への支払業務については、受注者が行うものとする。

ウ　受注者は、毎月支払う電力量料金と発電側課金を相殺し精算することを原則とし、発電側課金の内訳を発注者へ通知するものとする。

エ　発電側課金については、契約単価に含まないものとする。

（３）需給電力の増減

予定需給電力量は、運転計画の変更、焼却炉及び発電設備の運転状態または故障

等により変動する場合があるが、発注者はその予定需給電力量に拘束されるものではなく、何らの責務を負うものではないものとする。

（４）仕様外の事項

この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者との協議により定める。

（５）添付資料

ア　令和６年度　葛岡工場月別需給電力計画値（30 分値）
イ　令和７年度　葛岡工場月別需給電力計画値（30 分値）
ウ　令和８年度　葛岡工場月別需給電力計画値（下半期、30 分値）
エ　令和９年度　葛岡工場月別需給電力計画値（上半期、30 分値）
オ　令和６年度　葛岡工場月別需給電力実績値（30 分値）
カ　令和７年度　葛岡工場月別需給電力実績値（30 分値）
キ　令和８・９年度　葛岡工場焼却炉運転計画